

短期入所生活介護  
ショートステイ福岡福福の里 運営規程

社会福祉法人 福福会

# 福岡福福の里 短期入所生活介護運営規程

## (事業の目的)

第1条 社会福祉法人 福福会が開設するショートステイ福岡福福の里（以下「事業所」という。）が行う短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第2条 管理者や職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

- 2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。
- 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づき、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその家族の了解を得ることとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ福岡福福の里
- (2) 所在地 千葉県東金市東中島字曙 97 番地 1
- (3) 介護保険指定番号 短期入所生活介護事業所（1271801647 号）

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名 （本体施設と兼務）  
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名 （本体施設と兼務）  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名 以上 （本体施設と兼務）  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

- (4) 介護職員 24名以上 (本体施設と兼務)  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3名以上 (本体施設と兼務)  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上 (本体施設と兼務)  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上 (本体施設と兼務)  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上 (本体施設と兼務)  
施設サービス計画の作成等を行う。
- (9) 事務職員 1名以上 (本体施設と兼務)  
必要な事務を行う。

#### (利用定員)

第5条 利用定員は、1ユニットで10人とする。

#### (短期入所生活介護事業の内容)

- 第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 一週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。
  - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
  - 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
  - 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
  - 7 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

- 第7条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、栄養管理、栄養状態の管理を行うとともに利用者の自立支援に配慮して可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

#### (機能訓練)

- 第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受けれる利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - (1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
  - (2) 食費・居住費（滞在費）
  - (3) 理美容代
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適當と認められるもの。
  - (5) 「食費」及び「居住費（滞在費）」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）及び（第4段階以上）の負担額とする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、東金市、八街市、山武市、大網白里市、九十九里町、千葉市（若葉区・緑区の一部）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者がサービス提供を受けるに当たり、事故防止のため機能訓練室及び機能訓練器具等の利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

- 2 食事、入浴等についても同様の扱いとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制等を掲示する。

(苦情処理)

第16条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービス等に関して、市区町村からの文章の提出・提示を求め、または市区町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市区町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時における対応方法)

第17条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

第18条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合においては、当該事業所に設置された身体拘束廃止委員会のもと、定められた手続きにより行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 高齢者的人権意識や支援技術の向上及び、組織として、(安心・安全)な質の高い支援を提供する姿勢と、虐待防止のための措置を講じなければならない。

- (1) 運営規程への職員の周知徹底。
- (2) 責任者の選任と虐待防止委員会を設置する等の体制整備。
- (3) 倫理綱領・行動指針・掲示物記載と展示等の周知徹底。

- (4) 人権擁護、虐待防止知識や技術向上のための研修の実施。
- (5) 事業所における虐待防止の責務。
- (6) 虐待の発生を確認した場合は指針に従って対応を行う。

(感染症感染防止対策事項)

第20条 感染症拡大防止の観点から、日頃の健康管理に留意するとともに、感染症防止対策に向けた取り組みを徹底し、以下の様な感染防止に向けた対策を取り組む。

- (1) 事業所における感染対策の徹底を行う。
- (2) 感染症に備えた事前準備や協力医療機関（嘱託医）との連携体制の確保。
- (3) 感染者・濃厚接触者や疑わしき者が発生した場合の取り組み。
- (4) 情報共有・報告等の速やかな実施。
- (5) 消毒や清掃等の実施。
- (6) 感染症リーダーの設置。

(その他運営についての留意事項)

第21条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 福福会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 6月 1日から施行する。

# 介護予防短期入所生活介護 運 営 規 程

社会福祉法人福福会  
ショートステイ福岡福福の里

# 福岡福福の里 介護予防短期入所生活介護運営規程

## (事業の目的)

第3条 社会福祉法人 福福会が開設するショートステイ福岡福福の里（以下「事業所」という。）が行う介護予防短期入所生活介護事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理者や職員が、要支援状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

## (運営の方針)

第4条 管理者や職員は、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図るよう支援する。

- 2 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに、事業の実施に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び、協力を行う等の地域との交流に努める。
- 3 利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づき、当事業所が得た利用者の個人情報については、当事業所での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその家族の了解を得ることとする。

## (事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 ショートステイ福岡福福の里
- (2) 所在地 千葉県東金市東中島字曙97番地1
- (3) 介護保険指定番号 介護予防短期入所生活介護事業所 (1271801647号)

## (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名 (本体施設と兼務)  
事業所の職員の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- (2) 医師 1名 (本体施設と兼務)  
利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名 以上 (本体施設と兼務)  
利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

- (4) 介護職員 24名以上 (本体施設と兼務)  
利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。
- (5) 看護職員 3名以上 (本体施設と兼務)  
利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。
- (6) 管理栄養士 1名以上 (本体施設と兼務)  
食事の献立作成、栄養計算、利用者に対する栄養指導を行う。
- (7) 機能訓練指導員 1名以上 (本体施設と兼務)  
日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員 1名以上 (本体施設と兼務)  
施設サービス計画の作成等を行う。
- (9) 事務職員 1名以上 (本体施設と兼務)  
必要な事務を行う。

#### (利用定員)

第5条 利用定員は、1ユニットで10人とする。

#### (介護予防短期入所生活介護事業の内容)

- 第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行う。
- 2 一週間に2回以上適切な方法により利用者に入浴をさせ、又は清拭を行う。
  - 3 心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う。
  - 4 おむつを使用せざるを得ない利用者について、おむつを適切に交換する。
  - 5 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
  - 6 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
  - 7 利用者の負担により、事業所の職員以外の者による介護を受けさせない。

#### (食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、利用者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。また、栄養管理、栄養状態の管理を行うとともに利用者の自立支援に配慮して可能な限り離床して食堂で行うよう努める。

#### (機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事等を行う。

- 2 常に利用者の家族との連携を図るよう努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。

- 2 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受けれる利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に、不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前項のほか、次に掲げる費用を徴収する。
  - (1) 送迎に関する費用（厚生労働大臣が別に定める場合を除く）
  - (2) 食費・居住費（滞在費）
  - (3) 理美容代
  - (4) 前各号に掲げるもののほか、日常生活費のうち、利用者が負担することが適當と認められるもの。
  - (5) 「食費」及び「居住費（滞在費）」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）及び（第4段階以上）の負担額とする。
- 4 前項の費用の額に係るサービスの提供にあたっては、あらかじめ、利用者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、東金市、八街市、山武市、大網白里市、九十九里町、千葉市（若葉区・緑区の一部）とする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第12条 利用者がサービス提供を受けるに当たり、事故防止のため機能訓練室及び機能訓練器具等の利用する場合は、職員の指示のもとに行う。

- 2 食事、入浴等についても同様の扱いとする。

(緊急時における対応方法)

第13条 利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じた場合は、速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害対策)

第14条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関する計画を作成する。

- 2 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(掲示)

第15条 事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制等を掲示する。

(苦情処理)

第16条 利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、苦情受付窓口を設置するなどの必要な措置を講じる。

- 2 提供するサービス等に関して、市区町村からの文章の提出・提示を求め、または市区町村職員からの質問・紹介に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力する。市区町村からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。
- 3 サービスに関する利用者からの苦情に関して、千葉県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、千葉県国民健康保険団体連合会からの指導または助言を得た場合は、それに従い必要な改善を行う。

(事故発生時における対応方法)

第17条 サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市区町村、家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

- 2 サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行う。但し、事業所の責に帰すべからず事由による場合は、この限りではない。

(緊急やむを得ない場合に身体拘束等を行う際の手続き)

第18条 事業所はサービスの提供にあたり、利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他の利用者の行動を制限する行為を行わない。

- 2 事業所は、前項の身体拘束を行う場合においては、当該事業所に設置された身体拘束廃止委員会のもと、定められた手続きにより行うものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第19条 高齢者的人権意識や支援技術の向上及び、組織として、(安心・安全)な質の高い支援を提供する姿勢と、虐待防止のための措置を講じなければならない。

- (1) 運営規程への職員の周知徹底。
- (2) 責任者の選任と虐待防止委員会を設置する等の体制整備。
- (3) 倫理綱領・行動指針・掲示物記載と展示等の周知徹底。

- (4) 人権擁護、虐待防止知識や技術向上のための研修の実施。
- (5) 事業所における虐待防止の責務。
- (6) 虐待の発生を確認した場合は指針に従って対応を行う。

(感染症感染防止対策事項)

第20条 感染症拡大防止の観点から、日頃の健康管理に留意するとともに、感染症防止対策に向けた取り組みを徹底し、以下の様な感染防止に向けた対策を取り組む。

- (1) 事業所における感染対策の徹底を行う。
- (2) 感染症に備えた事前準備や協力医療機関（嘱託医）との連携体制の確保。
- (3) 感染者・濃厚接触者や疑わしき者が発生した場合の取り組み。
- (4) 情報共有・報告等の速やかな実施。
- (5) 消毒や清掃等の実施。
- (6) 感染症リーダーの設置。

(その他運営についての留意事項)

第21条 職員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 福福会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和 7年 2月 1日から施行する。

この規程は、令和 7年 6月 1日から施行する。